

第54号議案

中間市障害福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月1日提出

中間市長 福田 浩

中間市障害福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例

中間市障害福祉計画策定委員会条例（平成18年中間市条例第30号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

中間市障害福祉計画・障害児福祉計画策定委員会条例

第1条中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条の規定により、中間市障害福祉計画（以下「福祉計画」という。）」を「中間市障害福祉計画・障害児福祉計画」に、「中間市障害福祉計画策定委員会」を「中間市障害福祉計画・障害児福祉計画策定委員会」に改める。

第9条を第10条とする。

第8条中「規定」を「定めるところ」に改め、同条を第9条とし、第7条を第8条とする。

第6条中「会議」の次に「（以下「会議」という。）」を加え、同条に次の3項を加える。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、必要と認めるときは、会議において委員以外の関係者から説明又は意見を聴くことができる。

第6条を第7条とする。

第5条の見出しを「（委員長及び副委員長）」に改め、同条第1項中「副委員長」の次に「それぞれ1人」を加え、同条を第6条とする。

第4条中「任期は、」の次に「委嘱の日から」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

第4条を第5条とする。

第3条第2項中「の各号」を削り、同項第6号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同条を第4条とする。

第2条中「福祉計画の策定」を「中間市障害福祉計画・障害児福祉計画の作成」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（定義）

第2条 この条例において、中間市障害福祉計画・障害児福祉計画とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下この条において「総合支援法」という。）第88条第6項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第6項の規定により、本市における次に掲げる計画を一体のものとして作成する計画をいう。

- (1) 総合支援法第88条第1項の市町村障害福祉計画
- (2) 児童福祉法第33条の20第1項の市町村障害児福祉計画

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。
(中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部改正)
- 2 中間市特別職職員の給与等に関する条例(昭和31年中間市条例第23号)の一部を次のように改正する。
第1条第17号を次のように改める。
(17) 中間市障害福祉計画・障害児福祉計画策定委員会の委員
別表第2中「障害福祉計画策定委員会の委員」を「中間市障害福祉計画・障害児福祉計画策定委員会の委員」に改める。

中間市障害福祉計画策定委員会条例新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>中間市障害福祉計画・障害児福祉計画策定委員会条例</u></p> <p>(目的) 第1条 この条例は、<u>中間市障害福祉計画・障害児福祉計画</u>を作成するため、<u>中間市障害福祉計画・障害児福祉計画策定委員会</u>（以下「委員会」という。）を設置することを目的とする。</p> <p><u>(定義)</u> 第2条 この条例において、<u>中間市障害福祉計画・障害児福祉計画</u>とは、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下この条において「総合支援法」という。）第88条第6項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第6項の規定により、本市における次に掲げる計画を一体のものとして作成する計画をいう。</u></p> <p>(1) <u>総合支援法第88条第1項の市町村障害福祉計画</u> (2) <u>児童福祉法第33条の20第1項の市町村障害児福祉計画</u></p> <p>(任務) 第3条 委員会は、<u>中間市障害福祉計画・障害児福祉計画</u>の作成について、市長の諮問に応じ、調査審議し、その結果を市長に答申するものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>中間市障害福祉計画策定委員会条例</u></p> <p>(目的) 第1条 この条例は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条の規定により、中間市障害福祉計画（以下「福祉計画」という。）</u>を作成するため、<u>中間市障害福祉計画策定委員会</u>（以下「委員会」という。）を設置することを目的とする。</p> <p>(任務) 第2条 委員会は、<u>福祉計画の策定</u>について、市長の諮問に応じ、調査審議し、その結果を市長に答申するものとする。</p>

(組織)

第4条 (略)

- 2 委員は、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。
- (1)～(5) (略)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から委員会の答申が終了するまでとする。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長それぞれ1人を置く。

2～4 (略)

(会議)

第7条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、必要と認めるときは、会議において委員以外の関係者から説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

(組織)

第3条 (略)

- 2 委員は、次の各号に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。
- (1)～(5) (略)
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委員会の答申が終了するまでとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2～4 (略)

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(事務局)

第8条 (略)

(報酬)

第9条 委員の報酬の支給については、中間市特別職職員の給与等に関する条例（昭和31年中間市条例第23号）の定めるところによるものとする。

(委任)

第10条 (略)

第7条 (略)

(報酬)

第8条 委員の報酬の支給については、中間市特別職職員の給与等に関する条例（昭和31年中間市条例第23号）の規定によるものとする。

(委任)

第9条 (略)